

亀山市告示第186号

亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱及び亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成28年8月1日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱
及び亀山市物品調達等に関する要綱の一部を改正する告示

(亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱の
一部改正)

第1条 亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱(平成17年亀山市告示第5号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項、第4条第1項ただし書及び様式第2号中「契約締結後」を「落札決定後」に改める。

(亀山市物品調達等に関する要綱の一部改正)

第2条 亀山市物品調達等に関する要綱(平成20年亀山市告示第157号)の一部を次のように改正する。

様式第4号中「契約締結後」を「落札決定後」に改める。

様式第5号中「契約締結後」を「見積結果の決定後」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成28年8月1日から施行する。

(亀山市公共工事等の入札及び契約の情報の公表に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の様式第2号は、この告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後に執行する公共工事等の入札の結果の公表から適用する。

(亀山市物品調達等に関する要綱の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の様式第4号は、施行日以後に執行する物品調達等の入札に係る結果調書の作成から適用する。

- 4 第2条の規定による改正後の様式第5号は、施行日以後の物品調達等の見積聴取に係る結果調書の作成から適用する。